

京浜港本牧埠頭地区指定保税地域に係る追加指定について

関税法（昭和29年法律第61号）第37条の規定に基づき、下記のとおり指定保税地域の追加指定をしたので、同条第4項の規定により公告する。

令和4年6月10日

横浜税関長 宇野 雅夫

記

1. 追加指定の対象

建設物その他の施設

名称：京浜港本牧埠頭地区指定保税地域

本牧ふ頭BC-2号岸壁

所在地：神奈川県横浜市中区本牧ふ頭1番198地先

構造：ジャケット式栈橋

面積：3,200平方メートル

2. 追加指定年月日

令和4年7月1日